

AIプラットフォームに関連する

リスクの把握及び予防・管理に関する提言

現在、AIプラットフォームは、コンテンツ制作、製品設計、顧客対応、オフィス業務の協働等、具体的な利用場面に急速に導入されつつある。特に、特定分野に特化した大規模言語モデル（LLM）や一般利用者向けの生成AIサービスが普及する中で、プラットフォームとユーザーの間では高頻度のインタラクションが発生し、これに伴い、著作権に関するプラットフォームガバナンスや生成物の権利帰属等の問題が顕在化している。

企業にとって、AIプラットフォームに伴うリスクは、もはや単なる技術上の問題ではなく、学習データの取得・処理、生成、利用及び事業化に至るまでの全過程に関わる経営上の問題となっている。実務上、AIプラットフォームにおける主要なリスクは、概ね次の三つの段階に集中している。

第一は、学習段階である。これは、プラットフォームが学習用データ（訓練データ）を取得、整理及び利用する過程をいう。

第二は、生成段階である。これは、プラットフォームがユーザーに対して生成AIサービスを提供し、具体的なコンテンツを生成・出力する過程をいう。

第三はに、利用段階である。これは、企業又はユーザーが生成されたコンテンツを事業活動に利用し、そしてその成果物について権利を主張し、第三者への利用許諾を行い、又は権利行使を行う過程をいう。

本稿では、AIプラットフォームの運用プロセス全体を踏まえ、特に重要となる法的リスクを把握するとともに、企業が講ずべき予防・管理上の対応策について検討する。

一、 学習段階におけるリスクの把握及び予防策

（一）学習段階におけるリスクの把握

AIプラットフォームの性能は、まず大規模言語モデルの学習データを基盤として構築される。そのため、学習段階において最初に問題となるのは、必ずしもモデルの性能そのものではなく、むしろ、学習データの取得源が適法であるか、利用範囲が明確に設定されているか、また、学習結果が他者の成果を不当に利用したものとなっていないかという点である。

他者が権利を有するコンテンツを AI モデルの学習に利用する行為が著作権侵害に該当するかについては、現在なお議論が分かれている。一つの見解によれば、学習行為は著作物を鑑賞又は公衆に伝達することを目的とした利用ではなく、技術的処理にすぎないため、一定の条件下では権利制限規定（合理的使用）の対象となり得ると考えられる。これに対し、別の見解では、著作権者が自己の著作物を AI の学習用途に利用されることを管理する権利を重視しており、特に権利者が当該利用を明確に禁止する意思表示をしている場合には、継続的な利用は適切ではないと指摘されている。

企業としては、現時点においてこの議論の法的評価が完全に確立していないことを踏まえ、「業界では一般的に行われている」あるいは「明確な禁止規定が存在しない」といった理由のみを根拠として安易に事業を推進すべきではない。むしろ、許諾の有無、権利者による利用制限の意思表示及び利用範囲の制限を十分に尊重した上で、コンプライアンスの確保が必要である。

学習段階における第一のリスクは、著作権侵害リスクである。企業が学習データを取得する際、インターネット上で検索、閲覧又はダウンロード可能なコンテンツを、そのまま商用モデルの学習プロセスへ投入してしまうケースが少なくない。特に、文学、芸術、写真、映像、音楽等の著作物は、高い創作性を有する場合が多く、これらが直接的に学習データセットへ組み込まれた場合、その後、既存の著作物との高度な類似性を有する生成結果が出力された際には、プラットフォーム側が「ユーザー自身が生成したものである」とのみ主張しても、学習段階における利用行為との関連性を完全に否定することは困難となる。換言すれば、AI の生成物と既存の著作物との類似性が高まるほど、学習データの取得経路や利用根拠が不明確であることによるリスクが、事後的に顕在化する可能性が高まるのである。

学習段階における第二のリスクは、不正競争防止法上のリスクである。この段階において企業が特に留意すべき点は、特定のデータセット、アノテーション（データの付加情報処理）の成果、学習用データ体系及びモデル開発成果等の背後に存在する、他の競争事業者による組織的な投資や事業上の努力である。

長期間にわたる収集、クリーニング、アノテーション及び整理作業によって

形成されたデータ資源については、たとえそれが従来の著作権法上の保護対象に該当しない場合であっても、第三者が無償かつ大規模にこれを複製・利用できることを意味するものではない。企業が、他者による多額の投資によって形成されたデータ製品、アノテーション成果又はモデル性能を直接利用し、その結果として元の事業者と代替的な競争関係を形成する場合、その行為は取引上の公正な競争秩序を害するものとして、不正競争に該当すると評価される可能性がある。

この点は、特にモデルの「蒸留（distillation）」技術を利用する場面において重要である。モデル蒸留行為が直ちに違法となるかについては、なお議論の余地があり、当該行為自体が当然に違法であるというわけではない。しかし、企業が不適切な方法によって、他社の大規模言語モデルが長期間の学習によって形成した性能や能力を直接的に取得し、それを利用してより低コストで代替的なサービスを提供する場合には、いわゆる「不当な利益の取得」又は「フリーライド」として評価される可能性がある。

（二）学習段階における予防・管理に関する提言

したがって、学習段階において、企業はまず学習用データの受入管理体制を構築すべきである。学習に利用する予定のコンテンツについては、事前にその出所を分類し、少なくとも自社保有コンテンツ、利用許諾を取得したコンテンツ、公開情報に基づくコンテンツ及び出所不明の高リスクコンテンツに区分する必要がある。著作物性が明確であるもの、権利関係が複雑であるもの、又は権利者が既に明確な利用制限を示しているものについては、人的な確認の対象とすべきであり、単に技術的手段によって収集した後に一括してデータベースへ登録することは適切ではない。

次に、企業は学習用データに関する権利審査台帳を整備すべきである。どのコンテンツが自社で構築したデータに由来するのか、どのコンテンツが購入によるものなのか、どのコンテンツが提携先から提供されたものなのか、どのコンテンツが社内テストにのみ利用されるものなのか、どのコンテンツが商用学習に利用可能であるのかについて、いずれも追跡可能な記録として管理する必要がある。学習段階におけるコンプライアンス対応については、現時点

でなお議論が存在する分野であるため、個別に発生する可能性のある単発的な紛争を過度に懸念する必要はない。むしろ企業が懸念すべきなのは、紛争が発生した際に、「コンテンツはどこから取得したのか、なぜ利用できるのか、どの程度利用したのか、どのように利用停止できるのか」という核心的な事項を説明できず、その結果として立証上の不利益を負うことである。

さらに、企業は契約管理を重視すべきである。プラットフォームが第三者から学習用データを購入し、外部モデルを導入し、又は学習能力を調達する場合、契約において、権利の帰属・取得元、利用範囲、権利侵害に関する保証、通知への協力義務、代替提供義務及び責任分担の仕組みを明確に定める必要がある。特に外部の大規模言語モデルを調達する場合には、単にモデルの性能や応答速度のみに着目するのではなく、提供者に対し、その学習基盤及び知的財産権に関するコンプライアンス状況について保証を求め、知的財産権上の瑕疵担保条項を設けることにより、第三者から権利主張を受けた場合に合理的なリスク分担を実現できるようにすべきである。

最後に、企業は学習用データの削除及び更新メカニズムを構築すべきである。学習は一度限りの行為ではなく、学習用データの適法性についても、登録時に一度確認すれば永続的に解決されるものではない。政策の更新、権利者による意思表示の変更、苦情や申立ての増加、及び事業範囲の調整に伴い、既存の学習用データ及び学習方針については、適時に再確認を行う必要がある。リスクの高い学習用データについては、識別、利用停止、差替え及び履歴保存を実施できる体制を整えるべきであり、長期間にわたりシステム内に蓄積されたまま放置すべきではない。

二、 生成段階におけるリスクの識別及び予防・管理に関する提言

（一）生成段階におけるリスクの識別

学習段階と比較すると、生成段階におけるリスクは、外部市場及び司法判断の場面において、より直接的に顕在化しやすい。ユーザーが目にするのは、プラットフォームがどのような内容を出力したかという点である一方、規制当局及び権利者が問題とするのは、なぜプラットフォームがそのような内容を生成したのか、また、その生成結果についてプラットフォームがどの程度その

責任を負うべきかという点である。

現行の法制度及び実務の状況から見ると、AI プラットフォームは通常、生成 AI サービス提供者としての評価枠組みに含まれることとなる。プラットフォームが生成内容について責任を負うか否かを判断する上で重要となるのは、生成結果についてプラットフォームに帰責可能な主観的過失が存在するか、及びサービス提供能力に応じた適切な管理義務を履行しているかという点である。すなわち、プラットフォームは当然に免責されるものでもなければ、当然に全面的な責任を負うものでもない。判断の重点となるのは、プラットフォームが何を行ったのか、何を行わなかったのか、そして本来何を行うべきであったのかという点である。

この段階において最も顕著なリスクは、著作権侵害リスクである。特に、文章、画像、音声及び動画の生成サービスにおいて、生成結果が著名な著作物、人気キャラクター、確立された視覚的表現スタイル又は特定の権利対象となる著作物と実質的に類似する場合、プラットフォームの責任をめぐる紛争が発生しやすい。また、プラットフォーム事業者が法的責任を問われやすい場面は、プラットフォームがこのようなリスクを積極的に拡大・助長したか否かという点にある。例えば、特定の著作物に関連する内容（侵害のおそれがある内容）について、専用コーナーの設置、トップページでの推薦表示、テンプレートによる誘導、人気プロンプトの提示、特定用途向けの追加学習等の方法により、ユーザーによる生成を実質的に促進したかどうかが問題となる。

（二）生成段階における予防・管理に関する提言

生成段階における第一の予防・管理上の重点は、プラットフォームによる高リスクコンテンツへの積極的な関与を低減することである。プラットフォームは、著名な著作物、人気キャラクター、流行している画風等の高リスクな内容について、明確な運営上の誘導を設けるべきではなく、関連する生成結果について積極的に選別、編集、推薦又は集中表示を行うべきでもない。また、侵害が発生しやすいコンテンツを、商業活動を通じてプラットフォームの能力や特徴として宣伝することも避ける必要がある。プラットフォームが特定のコンテンツについて強調表示等の措置を講じた場合、「単なる技術的中立性」

を理由として責任を回避することは困難となる。そのため、このような場合には専門担当者を配置し、人的審査を通じて明らかな侵害リスクを排除すべきである。

第二の予防・管理上の重点は、証明可能なプラットフォーム管理措置を構築することである。高い知名度を有する著作物、繰り返し権利侵害の申立てを受けているコンテンツ及び明らかにリスクの高い指示（プロンプト）について、プラットフォームは主体的に防止措置を講じ、費用対効果及び実効性を考慮したフィルタリング及び制限措置を実施すべきである。

ここで重要なのは、プラットフォームに絶対的な権利侵害をゼロにすることを求めることではなく、その事業規模、サービスの性質及び技術的能力に応じた合理的な予防措置を講じていたことを、プラットフォーム自身が証明できる状態を確保することである。プラットフォームが長期間にわたり「一件苦情を受ければ一件削除する」という受動的な対応にとどまり、高頻度で発生する権利侵害リスクについて制度面での対応を行わない場合、責任判断において不利に評価される可能性が高い。

第三の予防・管理上の重点は、苦情通知及び反復的侵害への対応メカニズムを整備することである。プラットフォームは、知的財産権に関する苦情を申し立てるための、簡便かつ明確で容易に利用可能な窓口を設置し、通知の受領、内部審査、処理結果の通知、異議申立てに対する再審査及び再度の苦情申立てに至る各手続について、記録を保存できる仕組みを確保すべきである。また、同一ユーザーがプラットフォームを利用して繰り返し権利侵害コンテンツを生成する場合には、機能制限、サービス停止、アカウント停止等を含む段階的な対応措置を構築する必要がある。単に個別のコンテンツを削除するだけで、その後も利用を継続させる場合には、プラットフォームに主観的過失が存在すると評価される可能性がある。

第四の予防・管理上の重点は、契約上の取り決めを通じてユーザーの責任を明確化することである。プラットフォームは、ユーザーサービス利用規約及び関連ルールにおいて、ユーザーが権利侵害コンテンツをアップロードしてはならないこと、プラットフォームを利用して権利侵害コンテンツを生成してはならないこと、生成物を第三者の知的財産権を侵害する目的で利用しては

ならないことを明確に定め、反復的な侵害行為が発生した場合の法的効果についても明示的に規定すべきである。

同時に、プラットフォームはユーザーに対し、生成されたコンテンツが当然に自由な商業利用を認められるものではないことを注意喚起する必要がある。ユーザーが生成物を外部公開、印刷、販売、広告利用又は権利登録する前には、依然として自身で関連リスクを確認する必要がある。このような措置を講じたとしても、プラットフォームが当然に免責されるわけではないが、責任分担を判断する上で、より明確な境界を形成することができる。

第五の予防・管理上の重点は、「ネットワークセキュリティ技術 人工知能生成合成コンテンツ識別方法」（GB45438—2025）に基づき、コンテンツ識別表示義務を履行することである。AI によって生成・合成されたコンテンツに関する識別表示のルールがさらに具体化される中で、プラットフォームは適用される要件に従い、関連する生成コンテンツについて明示的又は非明示的な表示を行う必要がある。

識別表示は単なる形式的な義務ではなく、生成コンテンツの出所及び生成経路をプラットフォームが説明することにも役立ち、具体的な利用行為を直接行った主体がプラットフォーム自身ではなくユーザーであることを証明する一助となる。権利侵害をめぐる紛争においては、識別表示、ログ及び対応記録が相互に組み合わせられ、プラットフォームが適切な管理義務を果たしたことを示す重要な証拠となる。

外部に対するガバナンスだけでなく、プラットフォーム内部においても、業界標準である「生成式人工知能サービス安全基本要求」（TC260-003）を参考にし、知的財産権管理体制を構築することが望ましい。具体的には、知的財産権担当責任者の指定、生成コンテンツ審査方針の策定、高リスク著作物リスト及びセンシティブプロンプトリストの整備、処理基準の定期的な更新、並びにトップページでの推薦、特集企画及び注目度の高いイベントにおける人的審査プロセスの導入等が含まれる。

最後に、より安定的かつ専門性の高いコンテンツを提供しようとするプラットフォームについては、一定の高品質な著作物について、積極的に利用許諾を取得する必要があるかという、より現実的な問題にも直面する。プラットフ

フォームの事業目的自体が、特定の権威ある文献、専門資料又は古典的著作物の高品質な参照及び生成することに依存している場合、曖昧な公開情報の収集のみによって長期的な事業展開を支えることは困難である。

このような場合には、必要な著作権について適切な範囲で許諾を取得し、可能な条件の下で許諾済みリソースに関する概要情報を公開することが、かえってコンテンツの品質及びコンプライアンス上の予測可能性を向上させ、競争上の優位性を蓄積することにつながる。

三、 利用段階におけるリスクの識別及び予防・管理に関する提言

(一) 利用段階におけるリスクの識別

AI プラットフォームに関して比較的見落とされやすいリスクとして、生成されたコンテンツが真に企業の資産となり得るかという問題がある。

多くの企業は、日常的な事業活動において、既に AI を活用してポスター、広告文、製品設計図、ショート動画の台本及びビジュアルデザイン案等の制作を大量に行っている。しかし、これらの成果物について、紛争が発生した際に十分な保護対象となる独創性を有することを証明できない場合、又は権利帰属が明確であることを立証できない場合には、AI ツールを活用した行為は一見すると業務効率を向上させているように見えても、実際には企業のその後の権利行使能力及び市場における競争優位性を低下させる可能性がある。

利用段階における第一の問題は、生成コンテンツが著作権による保護対象となり得るかという点である。実務上、AI によって生成されたコンテンツが著作物を構成するか、また、その権利が誰に帰属するかについては、個別の事案を離れて一律に判断できるものではない。重要となるのは、生成されたコンテンツに十分な人間による創作的寄与が認められるかという点である。

生成内容が完全に、またはほぼ全面的にシステムによって自動生成され、人による関与が単純に生成を開始させる程度にとどまる場合には、安定的な法的保護を得ることは困難となる場合が多い。これに対し、利用者がプロンプトの設計、構成の調整、表現スタイルの制御、生成後の編集理、素材の選択及び生成結果の取捨選択等について、創作的な継続的関与を行った場合には、法的に保護される成果物と認められる可能性が高まる。

(二) 利用段階における予防・管理に関する提言

企業が AI ツールを利用して創作活動を行う場合、「創作の完全な代替」ではなく、「創作を補助する手段」としての性質をできる限り強化すべきである。具体的には、企業は一度の入力によって完成品を得ることを目的とするのではなく、複数回にわたるプロンプト入力、複数案の比較、異なるバージョンの選別及びその後の人的編集を通じて、最終的な成果物を段階的に形成すべきである。例えば、画像コンテンツの場合、まず線画、ラフスケッチ又は構図案を作成した上で、「画像から画像を生成する」等の方法によって反復的に改善していく方が、テキスト入力による一度の自動生成に全面的に依存するよりも、人による創作上のコントロールが及んでいることをより明確に示すことができる。

利用段階における第二の重点は、創作過程に関する証拠を保全することである。企業が将来、AI によって生成されたコンテンツについて著作権を主張し、又は少なくとも紛争が発生した際に、自らが実質的な創作的寄与を行ったことを証明しようとする場合、最終成果物のみを保存することでは十分ではない。生成から完成に至るまでの全過程について、可能な限り完全な記録を保存する必要がある。これには、プロンプトの各バージョン、初期生成物、選択過程、修正内容の説明、生成後の編集の記録及び最終成果物に至るまでの時間的経緯が含まれる。

中国においては既に、AI 生成コンテンツに関する著作権紛争について、権利者が創作過程を再現できなかったことを理由として、裁判所が独創性に関する立証責任を果たしていないと判断し、請求を退けた確定判例が存在する。

したがって、AI 生成コンテンツの権利帰属に関する立証においては、創作過程の再現可能性が特に重要となる。企業が利用するモデル、パラメータ及び創作経路について完全に検証することができず、さらに創作過程についてログ、画面録画又はバージョン履歴等の記録が存在しない場合、将来的な権利帰属において大きな困難に直面することとなる。

これに対し、企業が一定の標準化された創作手順を構築し、操作記録を保存し、必要に応じて同一条件で創作過程を再現すること等によって、同一の創作指示及び人的な調整過程と最終成果物との間に対応関係が存在することを証

明できる場合には、AI はあくまで創作を補助するツールにすぎず、最終的な成果物が依然として人による創作上の判断及び構成に基づいて形成されたものであることを説明しやすくなる。

利用段階における第三の重点は、適時に権利保護の枠組みを構築することである。AI によって生成されたコンテンツの分野においても、著作権登録は依然として実務上の意義を有する。著作権登録自体は権利を創設するものではないが、その後の権利行使、利用許諾、資金調達及び社内における知的財産管理において、立証の負担を大きく軽減する効果を有する。また、AI 生成コンテンツについては、「著作権が成立するか否か」という単一の保護の観点のみにとどまるべきではなく、具体的な利用場面に応じて、商標、意匠特許、営業秘密等の複数の保護手段を検討する必要がある。例えば、製品の外観的特徴を有し、大量生産に適し、市場投入を予定しているデザイン成果については、適時に意匠登録出願を行うことにより、単に著作権による保護に依存するよりも、より予測可能性の高い保護を得られる場合がある。これは、こうした工業所有権による保護手段は、「自然人による独立した創作であるか否か」という点に対する影響が相対的に小さく、所定の登録要件を満たし、かつ第三者の先行権利と抵触しない限り、より安定した権利基盤を形成できる可能性があるためである。

さらに、企業は、プロンプト、パラメータテンプレート及び創作プロセスについても、営業秘密としての保護を重視すべきである。これらの対象、特にプロンプトは、通常、思想又は方法に近い性質を有しており、当然に著作権による保護の対象となるとは限らない。しかし、企業が長期間にわたり調整を重ね、実際の商業的価値を有し、安定的に高品質な成果物を生成できるプロンプトの組合せ、操作手順又はパラメータ設定を形成した場合には、これらを営業秘密管理体制の対象に含めることが十分に可能である。そのため、知得可能な範囲の制限、アクセス権限の段階的管理、秘密保持契約の締結、退職時の引継ぎ管理及び電子的な操作履歴の保存等は、いずれも必要不可欠な秘密管理措置となる。

最後に、企業が外部のモデル又はプラットフォームを利用する場合には、相手方のユーザー利用規約における成果物の権利に関する定めについても確認

する必要がある。一部の AI サービス提供者は、生成内容の利用範囲、再許諾、独占性又は権利主張の方法等について制限を設けている場合がある。企業がこれらの条件を確認することなく、生成された成果物を直接商業利用し、第三者へ利用許諾を行い、又は権利登録を行った場合には、その後、権利の基礎的な帰属関係が不明確となるリスクが生じやすい。

四、 まとめ

企業ガバナンスの観点から見ると、AI プラットフォームに関するリスク管理の要点は、事業プロセス全体を対象とする内部ルール体系を構築することにある。実際に有効な取組は、通常、紛争が発生した後になって責任の所在を判断することではなく、サービス提供を開始する前の段階から、学習用データの受入管理、モデルの調達、コンテンツのフィルタリング、苦情対応、成果物の保存、権利保護戦略及び訴訟・紛争対応への協力といった事項を、あらかじめ業務プロセスの中に組み込むことである。

企業内部においては、統括部門及び責任担当者を明確に定めることが望ましい。法務部門、コンプライアンス部門、知的財産部門、技術部門、情報セキュリティ部門及び事業部門は、それぞれが独立して担当範囲のみ対応し、相互に連携を欠くような体制であってはならない。特に、プラットフォームのトップページにおける推薦表示、特集企画、学習データセットの更新、外部モデルの調達及び重大な苦情・権利侵害申立てへの対応等の重要な局面については、部門横断的な審査・確認体制を構築すべきである。

さらに、企業は、これらの事項について文書化された社内制度を整備する必要がある。少なくとも、学習用データ管理規程、知的財産権審査規程、苦情通知対応規程、生成コンテンツ識別表示規程、ユーザー利用規約及びプラットフォームルールのひな型、創作成果物の保存基準並びに外部調達契約条項の確認リスト等を整備することが望ましい。AI プラットフォームに関する多くのリスクは、企業が問題意識を認識していないことから生じるのではなく、その問題認識を制度化せず、さらには制度を記録として残していないことによって生じる。

時代の発展に対応するための社内研修もまた不可欠である。製品開発、運営、アルゴリズム、デザイン、マーケティング及びカスタマーサポート等の各部門に対して、それぞれの職務内容に応じた研修を実施し、各部門が直面し得る主要なリスクを理解

できるようにする必要がある。アルゴリズム担当部門は、どのような学習データの取得元を利用すべきではないかを理解し、運営部門は、どのような特集企画やイベント運営を行うべきではないかを把握し、デザイン部門は、どのように創作過程の記録を保存すべきかを理解し、カスタマーサポート部門は、知的財産権侵害に関する申立てを受けた際に最初にどのような対応を行うべきかを理解する必要がある。このように、抽象的な法的要求を各部門における具体的な職務上の行動へ転換することによって、初めてリスク管理を実効的に機能させることができる。

最後に、企業はあらかじめ紛争対応メカニズムを準備しておく必要がある。権利侵害に関する申立て、プラットフォーム上のコンテンツ削除、行政による調査又は司法上の紛争が発生した場合、企業が学習データの取得経緯に関する説明資料、生成ログ、対応記録、ユーザー利用規約の改訂履歴及び社内審査意見等を迅速に提出できるか否かは、紛争の行方に直接影響を与えることが多い。平時において記録保存という一手間を惜しまなければ、事後における不利な状況を一つ減らすことにつながる。

著者：張 校銓

© 万慧達知識産権代理有限公司 2026 年

著者紹介

張 校銓

弁護士・弁理士

万慧達知的財産権法律事務所 主任弁護士

電話：(86-21) 6448 6066

E-mail：zhangxiaoquan@wanhuida.com

基本情報

張校銓は、万慧達知的財産権法律事務所の主任弁護士及び弁理士であり、知的財産法分野を中心に業務を行っている。工学及び法学の複合的な専門背景を有し、知的財産分野に関する専門資格及び商標代理人資格も有している。さらに、知的財産権に関する訴訟対応及びコンプライアンス業務について豊富な経験を有する。

2021 年より法律業務に従事し、これまでに著作権、商標権及び特許権に関する多数の複雑・困難な民事訴訟及び行政保護案件について主担当として対応してきた。そのうち一部の案件は典型事例として評価され、メディアにも紹介されている。

また、継続的に知的財産分野に関する研究及び執筆活動を行っており、AI、グラフィカルユーザーインターフェース (GUI)、知的財産権侵害判断の分析手法等をテーマとした専門論文を、各種専門誌、雑誌及びオンラインメディアに 20 本以上発表している。さらに、多数の民間企業及び国有企業において知的財産関連の講演・研修を担当している。

学歴

同済大学 土木工程学院 工学学士

同済大学 法学修士

社会的活動

上海浦東自由貿易区著作権サービスセンター 専門家データベース登録者

寧波市マイクロフィルム協会 著作権保護専門委員会 委員

中国ファッション知的財産権保護センター 第一期青年権利保護弁護士

法律資格

弁護士

弁理士

取扱案件

これまで担当した案件のうち、受賞・評価を受けた主な案件は以下のとおりである。

「某電機工業製造会社対寧波某電機会社等 企業名称紛争事件」に関与し、当該事件は「2022 年寧波法院十大知的財産権司法保護革新事例」に選出された。

著作・論文

張校銓は、長年にわたり知的財産分野に関する研究及び執筆活動に取り組んでいる。これまでに、『威科先行 2023 企業法律実務全指引』、『国際知的財産権保護典型事例集』、『科学技術ジャーナル著作権保護ガイド』、『知識共有ライセンス契約適用ガイド』等に寄稿している。また、以下の知的財産専門誌等に論文を発表している。

1. 「作品媒体の滅失又は毀損によって生じた著作者の精神的損害に対する著作権法上の救済」、『中国專利与商標』2020 年第 1 号
2. 「実用美術品における実用性と芸術性の『觀念上の分離可能性』をどのように理解するか——最高人民法院指導性判例第 157 号をめぐって」、『著作権理論と実務』2021 年第 9 号（通巻第 9 号）
3. 「發明特許における『広義の猶予期間』制度の利点・弊害及び制度選択について」、『同済大学学报（社会科学版）』第 32 卷第 6 号（2021 年 12 月）
4. 「長編動画を基に制作されたショート動画に対する適切な引用規則の適用について」、『著作権理論と実務』2022 年第 6 号（通巻第 18 号）
5. 「無権限許諾による知的財産権侵害問題に関する研究——許諾侵害理論を分析手法として」、『知的財産権研究』第 29 卷
6. 「業界特性から考察する意匠の『二層構造』保護制度の構築」、『私法』第 22 輯第 2 卷（通巻第 44 卷）
7. 「ドイツ特許法における差止請求権への比例原則による制限が我が国に示唆するもの」、『中国專利与商標』2022 年第 4 号
8. 「グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）意匠特許保護の課題及びその

解決」、『中国専利与商標』2024 年第 3 号

9. 「グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）意匠特許保護の課題及びその解決」、『中国専利与商標』2024 年第 3 号
10. 「著作権侵害予防アラートのプラットフォーム責任における位置付け及びその再検討」、『著作権理論と実務』2025 年第 1 号（通巻第 49 号）

受賞歴

2024 AIPPI China Youth IP Seminar

講演者ベストパフォーマンス賞 一等賞